

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	創成川公園彫刻作品メンテナンス業務
発注課	文化振興課
選定事業者	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、創成川公園に設置している安田侃彫刻作品4点のコーティング、補修等のメンテナンスに係る業務を委託するものである。</p> <p>特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいは、平成18年から現在に至るまで、安田侃氏制作の彫刻作品40点以上を収蔵する「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」の管理運営を行っており、日常的に安田侃氏制作作品の保守管理を行っている。また、当該事業者にも所属する研究員については、国内に設置されている安田侃氏制作作品のメンテナンスにも多数関わっており、対象作品である白大理石彫刻の取扱を熟知している。</p> <p>加えて、安田侃氏より、対象作品のコーティングや補修の施工については、専用のコーティング剤を用い、かつ、作品に精通している必要があり、当該業者であれば施工可能である旨の助言があった。</p> <p>以上より、本業務については、当該業者以外が施工することが困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するものとし、当該業者を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和1年9月20日